

御中

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見

令和8年度予算・税制等に関する要望

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業から寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、それをすべての国民のために、永遠に守り継いでいく活動です。

自然の豊かな土地等は、地域住民にとって住み心地のよい環境づくり欠かすことができないものであり、地域の文化、ひいては日本の文化の形成基盤、アイデンティティを構成するものです。

現在の厳しい財政状況下において、自然の豊かな土地等の保全をしっかりと進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定等とともに、民間団体によるナショナル・トラスト活動の積極的な推進が必要です。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、公益活動であるにもかかわらず、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはならず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。

以上のことから、我が国においてナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然を将来世代へと手渡していくため、以下のことを要望させていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。



自然環境は、地域の文化、ひいては日本の文化の形成基盤、アイデンティティを構成するものです。ナショナル・トラスト活動は、自然の豊かな土地等の永久保存を目指す民間等の活動です。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL:03-5979-8031 FAX:03-5979-8032

1. ナショナル・トラスト活動で取得する土地に対し、『固定資産税』、『不動産取得税』、『譲渡所得税』の非課税制度の創設

【総務省・環境省関係】

国内最大の湿地を有する釧路湿原国立公園の周辺地域において、近年、太陽光発電施設が急増しています。現在建設中の釧路市北斗での太陽光発電施設については、著名人が現地を視察し、マスコミが全国レベルでこのことを報じています。

釧路市北斗の事例の場合、環境省の釧路湿原野生生物保護センターから南にわずか約200mの場所であるにもかかわらず、国が「自然公園法」に基づき指定している国立公園の区域外に当たることなどから、開発が進んでいます。民間等によるナショナル・トラスト活動の重要性が、改めて強く認識される事案であると考えます。

他方、今の税制では、ナショナル・トラスト団体が自然を守るために森林や湿地などを取得した際にも、通常の土地と同様、固定資産税、不動産取得税が、原則かかる仕組みになっており、ここがトラスト活動を日本において推進し、さらに発展させていく上での大きな課題となっています。

固定資産税等については、公益性がある土地について非課税や減免等の規定があり*、自然保護という公益目的で土地を所有しているトラスト団体は、土地が所在する各地方自治体に非課税や減免等の申請を行っています。しかし、申請に対する回答は地方自治体次第であり、トラスト活動の公益性に対する認識の差異により、非課税や減免となることもあれば、ならないこともあります。

*地方税法第6条、第73条の4第1項第7号、第73条の31、第348条第2項第12号、第367条、各地方自治体の税条例

また、個人所有の自然地をトラスト団体に寄贈した場合でも、通常の土地贈与と同様に「みなし譲渡課税」の制度が適用され、譲渡所得税が寄付者に原則かかる仕組みになっています。これについて、公益法人等への財産の贈与、遺贈の場合は、国税庁長官の承認が得られれば非課税となる制度（租税特別措置法第40条）があるので、これが活用できる場合は、トラスト団体が寄付者の申請をサポートする取組をしています。

これら3つの税金はいずれも、トラスト団体が土地を取得する時点では判断がつかず、また、非課税や減免等の規定適用の申請手続きは、簡素化されてきているとはいえ、多大な労力が必要です。この点について、各地のトラスト団体から、税負担の公平性の欠如や、また、先にも述べさせていただきましたように、安定性のあるトラスト活動を日本において推進し、さらに発展させていく上での大きな課題である、との指摘がなされています。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議で、新たな世界目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は、2021年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させること（ネイチャーポジティブ）、そして、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30）を目標として掲げました。ナショナル・トラスト活動は、これらの目標の達成にも大いに貢献するものです。

ナショナル・トラスト活動という民間等による公益活動が一層促進されるよう、

①短期的には、

ア) 総務省（旧自治省）におかれましては、

『固定資産税』、『不動産取得税』に関して、「減免措置を講ずることが適当」としている範囲（自然公園法等の法律・条例により指定された地域内）について、その範囲外にも守るべき自然があること、また、行政の役割を補完しそれを守るのがトラスト団体の役割であることから、「自然公園法等の法律・条例により指定された地域」以外でも、「自然環境保全法人」としてそもそも特別に認められた団体が行うトラスト活動により取得されるトラスト地については全て、上記税に関して減免が適当である旨の通知を、都道府県及び市町村に対して発出されること、

イ) 環境省におかれましては、

上記見直しを受けた通知を都道府県及び市町村に対して発出されることをお願いいたします。

※40年前に、以下の通知が発出されています。ナショナル・トラスト活動が一層促進されるよう、以下の通知について、内容を上のように見直した上での都道府県等の自治体への改めでの発出をお願いいたします。

- ・「自治府大 29 号 自治省税務局長から東京都総務局長・主税局長・各道府県総務部長あて 自然環境保全法人に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減について」（昭和 60 年 4 月 1 日）
- ・「環自企 243 号 環境庁自然保護局長から都道府県知事あて 国民環境基金(ナショナル・トラスト)活動に係る税制上の優遇措置について」（昭和 60 年 5 月 1 日）

②中期的には、トラスト団体により取得した土地に対する『固定資産税』、『不動産取得税』、『譲渡所得税』を、国の責任で初めから非課税・減免とする制度の創設を要望いたします。

③長期的には、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定を要望いたします。

<参考資料>

(公社)日本ナショナル・トラスト協会の会員団体(29 団体)

北海道 ● NPO法人 カラカネイトンボを守る会 ● 認定NPO法人 霧多布湿原ナショナルトラスト ● (一財)小清水自然と語る会 ● しれとこ100平方メートル運動推進本部 ● NPO法人 トラストサルン釧路 ● (一財)前田一歩園財団	中部 ● NPO法人 桶ヶ谷沼を考える会 ● (公財)柿田川みどりのトラスト ● (公財)妻籠を愛する会
東北 ● はちのへ小さな浜の会	近畿 ● (公財)大阪みどりのトラスト協会 ● 景観ボランティア明日香 ● (公財)天神崎の自然を大切にする会
関東 ● 認定NPO法人 軽井沢a-trust ● (公財)かながわトラストみどり財団 ● (公財)鎌倉風致保存会 ● (公財)埼玉県生態系保護協会 ● (公財)さいたま緑のトラスト協会 ● (一財)世田谷トラストまちづくり ● (公財)トトロのふるさと基金 ● 中道志川トラスト協会 ● (公財)日本生態系協会 ● (公財)日本野鳥の会 ● NPO法人 町田ウォーキング協会	中国 ● (公財)岡山県郷土文化財団
	四国 ● (公社)生態系トラスト協会
	九州 ● (公財)阿蘇グリーンストック ● 認定NPO法人 阿蘇花野協会 ● NPO法人 ツシマヤマネコを守る会



公益社団法人
日本ナショナルトラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

トラスト地一覧

2024年12月更新

当協会では、自然環境を守ることを目的とした土地の寄付の受け入れや買い取りを、2007年から進めています。

清らかな水や澄んだ空気、多くの命を育む土壌があり、様々な生きものたちが生息するトラスト地は、私たちの暮らしを支える生態系サービスの源です。

これからも豊かな自然を将来世代に引き継ぐため、ナショナル・トラストを推進していきます。



地域別の取得状況

地域	都道府県	箇所数	面積
北海道	北海道	15	1,228,046
	青森県	2	26,229
東北	宮城県	1	22,130
	岩手県	2	1,259
関東	群馬県	4	158,838
	埼玉県	1	12,318,917
	千葉県	1	324
	東京都	1	227,478
	神奈川県	1	3,896
中部	新潟県	3	499,299
	石川県	1	196,051
	山梨県	2	12,185
	長野県	2	51,136
	岐阜県	4	96,973
	静岡県	3	35,374
関西	滋賀県	2	539,549
	京都府	2	69,976
中国	兵庫県	2	218,142
	岡山県	2	667,030
四国	広島県	1	117,002
	徳島県	1	32,729
九州・沖縄	長崎県	1	19,756
	大分県	1	17,472
	鹿児島県	3	1,047,011
	沖縄県	2	39,650
計		25都道府県	17,649,452㎡

年度別の取得件数

年度	購入	贈与	箇所数
2007	1	2	3
2008		3	3
2009		2	2
2010		2	2
2011		2	2
2012	1	5	6
2013		8	8
2014		9	9
2015	2	5	7
2016		8	8
2017		1	1
2018			
2019	1	2	3
2020	1	1	2
2021			
2022		2	2
2023		1	1
2024		1	1
計	6	54	60

トラスト地の名称	所在地	面積(㎡)
1 富士山高原	山梨県南都留郡富士河口湖町	10,193
2 日の出の森	東京都吉多摩郡日の出町	227,478
3 古く島サシバの森	沖縄県宮古島市	9,470
4 長良川清流の森	岐阜県岐阜市	16,185
5 愛知ヒグマの森	北海道上川郡愛知町	87,331
6 丸ノ子カモシカの森	長野県上田市	14,037
7 美作・水源の森	岡山県美作市	620,937
8 津山・水源の森	岡山県津山市	46,093
9 龍巻・トキの森	石川県鳳珠郡穴水町	196,051
10 瀬戸川の森	静岡県藤枝市	20,633
11 六甲・ヤマダリの森	兵庫県神戸市	84,666
12 水更津・矢野の森	千葉県水更津市	324
13 天竜・ギンショウの森	静岡県浜松市	6,999
14 坂巻の森	北海道釧路市	115
15 安曇野の森	長野県北安曇郡松川村・池田町	37,099
16 有馬の森	兵庫県神戸市	133,476
17 那須塩原ヒグマの森	栃木県那須塩原市	1,000
18 アマミノクロウサギ	鹿児島県大島郡瀬戸町	982,854
19 北清沢温泉の森	北海道伊達市	659
20 余市の森	北海道余市郡余市町	374
21 北軽井沢の森(1号地)	群馬県吾妻郡長野原町	1,000
22 小川原湖畔・野鳥の楽園	青森県三沢市	330
23 島浦の森	北海道紋別郡豊浦町	28,392
24 青森・黒石の森	青森県黒石市	25,899
25 坂巻・百蔵の森	北海道釧路市	332
26 羊蹄山麓・真狩の森	北海道紋別郡真狩村	396
27 一閑の森	岩手県一関市	22,130
28 坂巻・水源の森	徳島県阿波市	32,729
29 尾布岳の森(1号地)	北海道紋別郡豊浦町	3,306
30 カレイの森	北海道山越郡長万部町	46,769
31 那須野が原の森	栃木県那須塩原市	3,259
32 深川・水源の森	北海道深川市	1,652
33 京都・地蔵谷の森	京都府京都市	3,550
34 白州・水源の森	山梨県北杜市	1,992
35 津川の森	北海道浦河町	1,001,498
36 伊香立の森	滋賀県大津市	477,913
37 越後湯沢・三保の森	新潟県南魚沼郡湯沢町	434,023
38 白保アオサンゴ	沖縄県石垣市	30,180
39 京都・嵐山の森	京都府京都市	66,426
40 歌才温泉	北海道黒松内町	54,999
41 巨摩山	埼玉県秩父郡小倉野町	12,318,917
42 静狩温泉	北海道山越郡長万部町	187
43 下呂の森(1号地)	岐阜県下呂市	20,165
44 富士宮の森	静岡県富士宮市	7,742
45 井布岳の森(2号地)	北海道紋別郡豊浦町	1,652
46 彦根の森	滋賀県彦根市	61,636
47 北軽井沢の森(2号地)	群馬県吾妻郡長野原町	72,196
48 蒼芽の里(2016-2021)	神奈川県横須賀市	3,896
49 由布の森	大分県由布市	17,472
50 下呂の森(2号地)	岐阜県下呂市	42,337
51 赤城山麓の森	群馬県前橋市	44,127
52 十岐の森	岐阜県十岐市	18,286
53 アマミノクロウサギ(2号地)	鹿児島県大島郡瀬戸町	47,422
54 洞爺湖の森	北海道虻田郡洞爺湖町	384
55 アマミノクロウサギ(3号地)	鹿児島県大島郡鹿嶋町	16,735
56 ツシマヤマネコ	長崎県対馬市	19,756
57 妙高の森	新潟県妙高市	39,648
58 長閑ヤマダリの森	新潟県長岡市	25,628
59 北軽井沢の森(3号地)	群馬県吾妻郡長野原町	41,515
60 高品山アブツソウの森	広島県三次市	117,002

2. 相続で不要とされた原野や山林、農地等を「自然に還す」、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりのための土地制度の構築

【法務省・農林水産省・環境省関係】

2021年4月に「相続土地国庫帰属法」が制定され、2023年4月に施行されました。親から山林や農地、原野を相続したものの、負担を感じる人が増えており、そのことが所有者不明土地の発生につながるとのことから、その対策として制定されました。買い手・借り手が見つからない原野等の不要な相続土地を、国に申請し、一定の要件を満たしていれば国に引き取ってもらえるという制度です。国は、申請があった場合、事前に、地元自治体に土地の受け入れを打診するとされています。地元自治体を受け取らない場合、国が、そのどこにも需要がない土地を長期にわたり管理していくとしています。

これまで日本の土地政策は、人口増加を背景に土地の需要が高く、土地は有利な資産との考えで構築されてきました。しかし、日本の人口は今後急速に縮小していくことが予測されています。人口1万人未満の小規模自治体については、2050年に、平均して人口が2分の1以下に縮小しているとも予測されています。それに伴い土地の需要も大きく変わっています。

人口減少社会を迎え、これから必要なのは『土地を自然に還す』という考えです。

『土地を自然に還す』、例えば山地での自然林の再生、低地での湿地の再生は、生物多様性・生態系の維持・回復のほか、土砂災害や水害の防止・軽減効果等、様々な効果が期待でき、地域づくり・国づくりに当たっての基盤とすることができます。

(公社)日本ナショナル・トラスト協会では、優れた自然環境とされる土地でなくとも、日常的な管理が必要とならない山林や原野等(不法投棄等のおそれのある土地を除く)について、これまで数多く寄附の相談を受け、公益のため、取得してきました。こうしたトラスト活動は、公益的機能を発揮できる土地を持続可能な社会形成の基盤として保全するとともに、所有者不明土地の増大抑制、そして、地域のSDGsの達成に貢献するものです。

- ①相続で不要とされた山林や原野、農地等について、相続土地国庫帰属法に基づく申請があった場合、国として、地元自治体に対して、当該自治体におけるネイチャーポジティブ実現に向け、寄附受けの機会を確保するための当該申請土地に関する情報の提供に加え、自然再生等に向けた土地管理のための支援をしたりすること、
- ②国として、地元自治体に対して、寄附受けの機会を確保するため、当該申請土地に関する情報を提供する際、(公社)日本ナショナル・トラスト協会にも情報提供を頂くなどの仕組みの検討を要望いたします。
- ③国庫に帰属することになる土地について、持続可能な社会形成の基盤として『自然に還す』との考えの具体化のため、従来の行政財産でも普通財産でもない、また、必ずしも財務省の所管とは限らない、新しい公的な土地保有のあり方の検討を要望いたします。(次頁に、参考資料を掲載させていただきました。)

<参考資料>

第 196 回国会衆議院国土交通委員会平成 30 年 5 月 22 日、山野目章夫参考人
(法制審議会民法・不動産登記法部会会長、国土審議会土地政策分科会特別部会会長)
発言

山野目参考人

・・・土地の所有権を放棄したい、あるいは寄附をしたいというような意見が国民の各方面から時に聞かれる・・・現行の法制でいきますと、財務省の所管のもとに置かれる国有財産になってしまうものでありまして、最適な処分、最適な管理をしなければならないという負担を担わせられるということになります。

こういう発想を変えて・・・国有財産の新しい形態・・・「土地を自然に還す」というような発想で、従来の行政財産でも普通財産でもないような、また、もしかすると財務省の所管とは限らないような、新しい公的な土地保有のあり方をこれから研究していく必要があるのではないかということも感じております。

以上